

1. 開催日時：平成 29 年 6 月 13 日（火）15 時 25 分～16 時 35 分

2. 開催場所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 共用 3 会議室

3. 外部有識者（敬称略）：

堀江 正之 日本大学商学部教授

宮内 忍 公認会計士

吉野 直行 慶應義塾大学名誉教授

4. 主な審議内容

事務局より、平成 28 年度の外部有識者点検対象事業である、

事業 13「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）拠出金等」

事業 16「コーポレートガバナンスの更なる推進に係る事業費」

事業 20「自然災害による被災者の債務整理支援」

について説明を行った後、質疑・応答を踏まえ、外部有識者から以下のとおり所見が述べられた。

（事業 13「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）拠出金等」）

- 成果指標について、代表理事のポストは重要であるが、例えば日本 IFIAR ネットワークの活動等、何らかのターゲットとなる指標を設定していくことが望ましい。
- 当該機関が日本にどのように貢献しているのかが国民にも理解されるよう、活動内容のホームページ等での情報発信や広告宣伝を実施していくべき。

（事業 16「コーポレートガバナンスの更なる推進に係る事業費」）

- スチュワードシップ・コードの成果指標について、事業の最大の目的である、企業が長期的にリターンを上げているかといった観点等について検討してはどうか。

（事業 20「自然災害による被災者の債務整理支援」）

- 熊本地震において、ガイドラインを必要とした方の母数はどの程度で、そのうち実際に登録支援専門家の委嘱を行い、債務整理の成立に至った方、あるいはガイドラインの要件に該当しなかった方は何割か、また、どの程度の予算を必要としたか等については、将来の同様の震災に対する教訓になると思われる。
- 今後、上記のような分析ができるよう、各種データの確保に努めていくべき。

以上